

○経済産業省告示第五十七号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等の一部を改正する件（令和四年経済産業省告示第四十号）を次のように改正する。

令和四年三月二十五日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 山際大志郎

附則第一項を次のように改める。

1 この告示は、令和四年三月十八日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二号の三に掲げる団体に係るもの 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるベラルーシ共和国の団体を指定する件により指定された日から起算して七日を経過した日又は令和四年三月十八日のいずれか遅い日
- 二 第二号の五に掲げる団体に係るもの 国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与する

ために講ずる輸出等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦の団体を指定する件により指定された日から起算して七日を経過した日又は令和四年三月十八日のいずれか遅い日

附 則

この告示は、公布の日から施行する。